



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年2月16日（金） 第10174号

目次

	ページ
告 示	
○免税証の無効（税務課）	2
○解除予定保安林（森林保全課）	2
○宅地建物取引業法の規定による公開の聴聞（住宅政策課）	2
○同	3
公 告	
○都市計画公園の変更に係る縦覧（都市計画課）	4
監査委員公告	
○監査結果の公表	4
○監査結果に基づく措置状況	11
入札公告	
○一般競争入札の実施（病院局経営戦略課）	16
○同	18
落 札	
○落札者等の決定（総務課）	20

■ 告 示

◎群馬県告示第37号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第146条の1第5項の規定により交付した次の免税証について、亡失した旨の報告があったので、無効とする。

令和6年2月16日

群馬県知事 山本 一 太

免税証の種類	業種	記号番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地及び名称	免税証を交付した事務所	亡失年月日
20リットル券	農業	E01305374 ~ E01305376	3枚	令和5年4月26日から令和6年2月29日まで	渋川市有馬字中井270 株式会社Eneosジェイクエスト渋川店	前橋行政 県税事務所	令和5年1 月22日

◎群馬県告示第38号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和6年2月16日

群馬県知事 山本 一 太

- 解除予定保安林の所在場所 利根郡片品村大字戸倉字金井沢891の46・891の47（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 解除の理由 道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び片品村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第39号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第65条第1項の規定による行政処分について、法第69条第1項及び同条第2項において準用する法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和6年2月16日

群馬県知事 山本 一 太

- 聴聞の日時及び場所
 - 日時 令和6年2月28日（水）午後1時30分
 - 場所 群馬県庁171会議室（17階）

- 2 聴聞の件名 宅地建物取引業者への指示に係る聴聞
- 3 不利益処分の内容 宅地建物取引業者への指示
- 4 根拠規定 法第65条第1項
- 5 聴聞の対象者
 - (1) 商号又は名称 株式会社エステート
 - (2) 代表者氏名 栗原 信幸
 - (3) 事務所所在地 群馬県伊勢崎市宮子町3411番地11
 - (4) 免許証番号 群馬県知事（2）第7487号
 - (5) 免許年月日 平成29年8月23日
 - (6) 有効期間 令和4年8月24日から令和9年8月23日まで
- 6 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 群馬県県土整備部住宅政策課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 7 聴聞の主宰者 群馬県県土整備部住宅政策課補佐 植原直之

◎群馬県告示第40号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第65条第1項の規定による行政処分について、法第69条第1項及び同条第2項において準用する法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和6年2月16日

群馬県知事 山本 一太

- 1 聴聞の日時及び場所
 - (1) 日時 令和6年2月28日（水）午後2時30分
 - (2) 場所 群馬県庁171会議室（17階）
- 2 聴聞の件名 宅地建物取引業者への指示に係る聴聞
- 3 不利益処分の内容 宅地建物取引業者への指示
- 4 根拠規定 法第65条第1項
- 5 聴聞の対象者
 - (1) 商号又は名称 有限会社八木不動産
 - (2) 代表者氏名 八木 正之
 - (3) 事務所所在地 群馬県高崎市本町164番地
 - (4) 免許証番号 群馬県知事（12）第2491号
 - (5) 免許年月日 昭和54年6月13日
 - (6) 有効期間 令和4年6月14日から令和9年6月13日まで
- 6 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 群馬県県土整備部住宅政策課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 7 聴聞の主宰者 群馬県県土整備部住宅政策課補佐 植原直之

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画公園の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年2月16日

群馬県知事 山本 一太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画公園 7・5・2号茂林寺公園
- 2 都市計画の変更年月日 令和6年2月1日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び館林市都市建設部都市計画課

■ 監査委員公告

◎監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年2月16日

群馬県監査委員 林 章
 同 石原 栄一
 同 須藤 和臣
 同 伊藤 清

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査
- 3 監査の対象
 - (1) 監査対象年度 令和4年度会計（前年度監査基準日の翌日から令和5年5月31日まで）
 令和5年度会計（令和5年4月1日から監査基準日まで）
 - (2) 監査対象機関 地域機関等87機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書及び帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） 2件
 - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 2件
 - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 7 機関別監査結果
 - (1) 中部振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
-------------------	-------

前橋行政県税事務所 (令和5年12月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎行政県税事務所 (令和5年11月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎保健福祉事務所 (令和5年12月18日)	(指摘事項) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条の母子福祉資金貸付金のうち、母子修学資金の貸付けについては母子・父子・寡婦福祉資金貸付事務取扱要領において修学に必要な貸付対象経費が定められており、修学先は学校教育法に規定する高等学校及び大学等に限定されるとされている(昭和54年8月2日児福第20号厚生省児童家庭局母子福祉課長通知)。 当該機関は、学校教育法に規定する高等学校等ではない修学資金に係る申請に対し、母子福祉資金貸付金(修学:高校)(3年分)1,476,000円の貸付けを決定し、令和3年度分の年額492,000円の貸付けを実行していた。

(2) 渋川北群馬振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
渋川行政県税事務所 (令和5年11月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川保健福祉事務所 (令和5年12月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) 高崎安中振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
高崎行政県税事務所 (令和5年12月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中保健福祉事務所 (令和5年11月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(4) 多野藤岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
藤岡行政県税事務所 (令和5年11月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡保健福祉事務所 (令和5年11月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(5) 甘楽富岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
富岡行政県税事務所 (令和5年12月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

富岡保健福祉事務所 (令和5年11月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
---------------------------	------------------------------

(6) 吾妻振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
吾妻行政県税事務所 (令和5年11月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻保健福祉事務所 (令和5年11月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(7) 利根沼田振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
利根沼田行政県税事務所 (令和5年11月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根沼田保健福祉事務所 (令和5年11月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(8) 東部振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
太田行政県税事務所 (令和5年12月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林行政県税事務所 (令和5年12月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田保健福祉事務所 (令和5年12月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林保健福祉事務所 (令和5年12月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(9) 桐生みどり振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
桐生行政県税事務所 (令和5年11月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生保健福祉事務所 (令和5年12月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(10) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果

自動車税事務所 （令和5年11月20日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
消防学校 （令和5年12月22日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(11) 地域創生部

監査対象機関 （監査年月日）	監査の結果
館林美術館 （令和6年2月1日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
土屋文明記念文学館 （令和6年1月12日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
世界遺産センター （令和6年2月6日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(12) 生活こども部

監査対象機関 （監査年月日）	監査の結果
中央児童相談所 （令和5年12月19日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
北部児童相談所 （令和5年12月8日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西部児童相談所 （令和5年12月19日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東部児童相談所 （令和5年12月19日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(13) 健康福祉部

監査対象機関 （監査年月日）	監査の結果
心身障害者福祉センター （令和5年12月18日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
食肉衛生検査所 （令和5年12月15日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
動物愛護センター （令和5年12月15日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(14) 農政部

監査対象機関 （監査年月日）	監査の結果
農業技術センター （令和5年11月15日）	（指摘事項） 群馬県財務規則第55条第1項において、出納員又は分任出納員は、直接収納した歳入金を即日指定金融機関等に払い込まなければならないとき

	<p>れている。</p> <p>また、同規則第220条において、生産物を生産したときは、生産物伝票（生産物収納決議票及び出納票）を起票することとされ、同規則第227条第2項において、生産物の売払いをするときは、生産物伝票（生産物売払決議票及び出納票）を起票し、これを行わなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、中山間地園芸研究センターにおいて、試験研究に供試し、調査終了後に発生したブルーベリーを、令和5年6月21日から7月27日までの間に代金と引換えに売り払い、合計20万円を受領したが、売払担当職員が売払代金を分任出納員に引き継いだのは、同年10月26日であった。</p> <p>また、当該機関は、生産物伝票を起票しないまま、売払いを行っていた。</p>
農林大学校 （令和5年11月15日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
鳥獣被害対策支援センター （令和5年11月15日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
浅間家畜育成牧場 （令和5年11月15日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(15) 産業経済部

監査対象機関 （監査年月日）	監査の結果
群馬産業技術センター （令和5年12月15日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋産業技術専門校 （令和6年1月26日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎産業技術専門校 （令和6年1月29日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田産業技術専門校 （令和6年1月29日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(16) 企業局

監査対象機関 （監査年月日）	監査の結果
管理総合事務所 （令和5年12月26日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
団地総合事務所 （令和5年12月26日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(17) 病院局

監査対象機関 （監査年月日）	監査の結果
心臓血管センター （令和6年1月29日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

がんセンター (令和6年1月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
精神医療センター (令和6年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
小児医療センター (令和6年2月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(18)教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
西部教育事務所 (令和5年12月13日)	(注意事項) 群馬県財務規則第90条において、支出命令者は、資金を前渡して現金支払をさせる場合は、資金前渡職員を指定しなければならないとされている。 また、地方自治法第243条の2の2において、資金前渡を受けた職員はその保管に係る現金を亡失したときは、損害を賠償しなければならないとされている。 当該機関は、所長を資金前渡職員に、次長を公共資金前渡職員に指定し、銀行口座通帳を管理していたが、人事異動による口座の名義変更及び印鑑登録を行わず、事務調査日（令和5年11月15日）現在において、当該口座名義が令和3年度当時の職員のまま使用していた。
東部教育事務所 (令和5年12月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
文書館 (令和5年12月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんま天文台 (令和5年12月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんま昆虫の森 (令和5年12月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東毛青少年自然の家 (令和6年1月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎東高等学校 (令和6年1月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吉井高等学校 (令和6年2月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎工業高等学校 (令和6年1月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎商業高等学校 (令和6年1月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎高等学校 (令和6年1月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎清明高等学校 (令和6年1月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
新田暁高等学校 (令和6年1月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

太田工業高等学校 （令和6年1月26日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田フレックス高等学校 （令和6年1月26日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林高等学校 （令和6年1月22日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林女子高等学校 （令和6年1月22日）	（注意事項） 群馬県財務規則第93条第1項第2号において、社会参加費は、四半期分の予定額の範囲内で前渡することができることとされ、同規則第95条第2項第2号において、資金前渡職員は、当該四半期終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないとされている。 当該機関は、資金前渡された社会参加費について、事務調査日（令和5年12月5日）現在において、第1四半期及び第2四半期終了後の精算を行っていなかった。
富岡高等学校 （令和6年2月1日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
下仁田高等学校 （令和6年2月1日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
長野原高等学校 （令和5年12月13日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
嬭恋高等学校 （令和5年12月8日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
板倉高等学校 （令和5年12月8日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
盲学校 （令和6年1月16日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
聾学校 （令和6年1月12日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋高等特別支援学校 （令和6年1月12日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
赤城特別支援学校 （令和6年1月22日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎特別支援学校 （令和5年12月26日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎高等特別支援学校 （令和5年12月26日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
二葉特別支援学校 （令和5年12月26日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
二葉高等特別支援学校 （令和5年12月13日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生特別支援学校 （令和6年1月22日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

伊勢崎高等特別支援学校 (令和6年1月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林高等特別支援学校 (令和6年1月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(19)警察本部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋警察署 (令和6年1月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎警察署 (令和6年1月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡警察署 (令和6年1月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎警察署 (令和6年1月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
大泉警察署 (令和6年2月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林警察署 (令和6年2月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川警察署 (令和6年2月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、群馬県知事等から講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年2月16日

群馬県監査委員 林 章
同 石原 栄一
同 須藤 和臣
同 伊藤 清

監査対象機関	障害政策課
監査結果の公表年月日	令和5年9月26日（群馬県報第10137号）監査公表第13号
監査の結果	<p>（注意事項）</p> <p>地方公共団体が競争入札によらず随意契約により契約を締結できるのは、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合に限られており、このうち、随意契約によることができる予定価格の限度額は、同項第1号及び群馬県財務規則第188条で定められており、委託契約については100万円を超えないものとされている。</p> <p>当該機関は、予定価格1,210,000円（税込）の県立障害者リハビリテーション</p>

	<p>ョンセンター再編用地の除草作業の委託契約について、令和4年10月27日付けで随意契約を締結したが、随意契約によることができる予定価格の限度額を超えていた。</p>
講じた措置	<p>県の契約は、競争入札が原則であること、随意契約によることができる場合の要件について課内に再周知を行った。 書類誤り防止のため、複数人の職員による確認の徹底を行うことにより、チェック機能の強化を図った。</p>

監査対象機関	食品・生活衛生課
監査結果の公表年月日	令和5年9月26日（群馬県報第10137号）監査公表第13号
監査の結果	<p>（指摘事項） 政府契約の支払遅延防止等に関する法律第14条において準用する同法第4条の規定により、対価の支払の時期については、契約書に明らかにしなければならないとされており、当該機関が締結した「飼い主のいない猫対策支援事業不妊去勢手術業務委託契約書」第5条第2項において、支払請求があったときは、受理した日から30日以内に委託料を支払うものとされている。 当該機関は、令和5年4月10日に請求書を受理したが、事務調査日（令和5年7月18日）現在において、委託料の支払を行っていなかった。</p>
講じた措置	<p>未払の委託料については、令和5年7月31日に支払処理を行った。 また、再発防止に向けて、処理漏れを防ぐため未処理の請求書の保管場所を定めるとともに、複数の職員による確認を徹底することで、チェック機能の強化を図ることとした。</p>

監査対象機関	農業構造政策課
監査結果の公表年月日	令和5年10月13日（群馬県報第10142号）監査公表第14号
監査の結果	<p>（指摘事項） 厚生年金保険法第27条及び同法施行規則第22条において、適用事業所の事業主は、被保険者の資格の喪失に関する事項を、当該事実があった日から5日以内に厚生労働大臣に届け出なければならないとされている。 当該機関は、令和4年12月31日に再任用職員が退職したが、令和5年3月23日まで被保険者の資格喪失の届出を行わないまま当該再任用職員の厚生年金保険料111,960円を支払っていた。</p>
講じた措置	<p>再発防止を図るため、関係法令にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。 今後は、再任用職員や会計年度任用職員が退職等した場合に必要な各種手続について、チェックリストを作成し、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>

監査対象機関	建設企画課
監査結果の公表年月日	令和5年9月26日（群馬県報第10137号）監査公表第13号
監査の結果	<p>（注意事項） 会計年度任用職員の期末手当の額は、群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「条例」という。）第6条第2項において、期末手当基礎額に期別支給月数を乗じて得た額に、在職期間に応じた割合を乗じて得た額とされている。また、群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則第15条において、条例第6条第2項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間に、群馬県職員の給与に関する条例の適用を受ける職員として在職した期</p>

	<p>間を算入することとされている。</p> <p>当該機関は、会計年度任用職員1名に対し令和4年6月に支給した期末手当の計算において、群馬県職員の給与に関する条例の適用を受ける職員として在職した期間を算入しなかったため、支給額が99,792円過小となっていた。</p>
講じた措置	<p>当該会計年度任用職員に対し、過小分99,792円を令和5年10月13日に支給した。</p> <p>今後は、再発防止を図るため、在籍期間の算定方法について、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、関係条例及び規則にのっとり適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>

監査対象機関	伊勢崎土木事務所
監査結果の公表年月日	令和5年8月18日（群馬県報第10126号）監査公表第11号
監査の結果	<p>（指摘事項）</p> <p>群馬県県土整備部が行う発注時に施工箇所が特定できない維持補修工事（以下「管内一円工事」という。）の工事費の積算では、建設企画課長通知「積算基準（管内一円工事の積算方法の改定）について（令和2年3月31日付け建企第603-25号）」に従い、受注者から実績報告を徴収し、精算変更を行うものとされている。</p> <p>当該機関は、発注した管内一円工事の工事費の積算において、受注者から徴収した実績報告に基づき、2tダンプトラックの機械経費について、運転時間を248時間とすべきところを260時間とし、また、単価を1,550円とすべきところを4,695円として算定したため、工事価格が2,310,000円の過大積算となっていた。</p>
講じた措置	<p>工事の積算の誤りについては、再発防止を図るため、所属内での検算・審査の徹底などチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努めることとした。</p> <p>なお、過大積算となっていた工事価格相当額は、受注者から返還の同意を得て、令和5年11月21日に県に納付されている。</p>

監査対象機関	富岡土木事務所
監査結果の公表年月日	令和5年8月18日（群馬県報第10126号）監査公表第11号
監査の結果	<p>（注意事項）</p> <p>随意契約をしようとする場合に、見積書を徴さないで契約の相手方を選定することができるのは、群馬県財務規則第190条第3項各号に該当する場合に限られている。</p> <p>当該機関は、道路除雪委託におけるレンタル機械の費用負担に関する契約において、同規則第190条第3項各号に該当しないにもかかわらず、契約の相手方から見積書を徴さずに随意契約をしていた。</p> <p>（注意事項）</p> <p>当該機関は、工事及び委託業務の積算に当たり、次のとおり、誤りがあった。</p> <p>(1) 群馬県県土整備部が行う工事等の積算で適用している「積算基準及び標準歩掛」では、地質調査において、機械ボーリングの解析等調査業務を行う場合は、解析等調査業務費の算定上、岩盤ボーリング1本は土質ボーリング3本に換算することとされている。</p> <p>当該機関は、発注した詳細設計業務委託の積算において、岩盤ボーリング3本を土質ボーリング9本に換算せずに解析等調査業務費を算定したため、業務価格が270,000円の過小積算となっていた。</p> <p>(2) 群馬県県土整備部が行う工事及び業務委託では、労務単価の運用に係る特例措置に従い、令和4年3月1日以降に契約を締結した工事及び業務委託のうち、旧労務単価・旧技術者単価を適用して予定価格を算出した工事及び業務委託は、当初契約後速やかに契約時点の単価等により算出した請負代金額・業務委託料に契約変更を行うこととされている。</p> <p>ア 当該機関は、令和4年2月に予定価格を算出し、同年3月に契約を締結した道</p>

	<p>路メンテナンス業務において、契約時点の単価等により算出した業務委託料に契約変更を行っていないため、業務委託料が200,000円の過小積算となっていた。</p> <p>イ 当該機関は、令和4年2月に予定価格を算出し、同年3月に契約を締結した河川維持補修事業において、契約時点の単価等により算出した請負代金額に契約変更を行っていないため、工事価格が180,000円の過小積算となっていた。</p> <p>ウ 当該機関は、令和4年2月に予定価格を算出し、同年3月に契約を締結した単独災害復旧事業において、契約時点の単価等により算出した請負代金額に契約変更を行っていないため、工事価格が270,000円の過小積算となっていた。</p>
講じた措置	<p>(注意事項)</p> <p>再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係例規にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知した。</p> <p>今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p> <p>(注意事項)</p> <p>工事等の積算の誤りについては、再発防止を図るため、所属内での検算・審査の徹底などチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努めることとした。</p>

監査対象機関	中之条土木事務所
監査結果の公表年月日	令和5年8月18日（群馬県報第10126号）監査公表第11号
監査の結果	<p>(指摘事項)</p> <p>砂利採取法第16条において、砂利採取業者は、砂利の採取（洗浄を含む）を行うときは、採取計画を定め、認可を受けなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、群馬県砂利採取法関係手数料条例第2条に基づき、令和4年4月1日付けで砂利採取業者（以下「業者」という。）から、証紙33,900円が貼付された砂利洗浄計画認可申請書（以下「申請書」という。）を受受し、同日付けで証紙の消印及び認可の決裁（認可期間は、認可の日から令和5年3月31日まで）を行ったが、業者に対し、認可書を交付していなかった。</p> <p>その後、令和4年10月に、業者から認可書の交付について照会を受けたが、当該認可に係る公文書を適正に管理していなかったため、業者から、同年12月19日付けで証紙33,900円を貼付した申請書を再提出させ、再度、認可の決裁を行い認可書を交付した。</p> <p>その結果、業者からの手数料33,900円が二重に納付されていた。</p>
講じた措置	<p>当該手数料について、主務課に協議のうえ、還付手続をした。</p> <p>再発防止を図るため、群馬県砂利採取計画認可等事務処理要領等の関係例規にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知した。</p> <p>今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>

監査対象機関	沼田土木事務所
監査結果の公表年月日	令和5年8月18日（群馬県報第10126号）監査公表第11号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>地方自治法（以下「法」という。）第231条の3第1項において、普通地方公共団体の長は、普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者がいるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。</p> <p>また、群馬県財務規則第234条において、収入調定者は、法第231条の3第1項の規定による督促をするときは、当該債権に係る納期限又は履行期限後20日以内に、督促状を債務者に送付しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、事務調査日（令和5年5月24日）時点において、納期限（令和4年</p>

	4月から11月)までに納付されていない河川占用許可及び道路占用許可の占用料のうち、16件について督促状を債務者に送付しておらず、また、5件について納期限又は履行期限後20日以内に督促状を債務者に送付していなかった。
講じた措置	再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係例規にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知した。 今後は、督促状の送付漏れが発生しないよう、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監査対象機関	東部環境事務所
監査結果の公表年月日	令和5年8月18日（群馬県報第10126号）監査公表第11号
監査の結果	(指摘事項) 会計年度任用職員の期末手当の額は、群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「条例」という。）第6条第2項において、期末手当基礎額に期別支給月数を乗じて得た額に、在職期間に応じた割合を乗じて得た額とされている。また、群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則第15条において、条例第6条第2項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間に、群馬県職員の給与に関する条例の適用を受ける職員として在職した期間を算入することとされている。 当該機関は、会計年度任用職員1名に対し令和4年6月に支給した期末手当の計算において、群馬県職員の給与に関する条例の適用を受ける職員として在職した期間を算入しなかったため、支給額が103,152円過小となっていた。
講じた措置	指摘された会計年度任用職員に対する令和4年6月期末手当支給額の過小分については、令和5年6月期末手当支給時に当該職員へ支給した。 今後は再発防止に向けて、期末手当の算定に当たっては、関係規定の内容を確認し、複数の職員で、会計年度任用職員任用前の本県での在職期間を確認することで、適正な処理を行うことを徹底することとした。

監査対象機関	教育委員会健康体育課
監査結果の公表年月日	令和5年10月13日（群馬県報第10142号）監査公表第14号
監査の結果	(注意事項) 会計年度任用職員の期末手当の額は、群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「条例」という。）第6条第2項において、期末手当基礎額に期別支給月数を乗じて得た額に、在職期間に応じた割合を乗じて得た額とされている。また、群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則第15条において、条例第6条第2項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間に、群馬県公立学校職員の給与に関する条例の適用を受ける職員として在職した期間を算入することとされている。 当該機関は、会計年度任用職員1名に対し令和4年6月に支給した期末手当の計算において、群馬県公立学校職員の給与に関する条例の適用を受ける職員として在職した期間を算入しなかったため、支給額が85,476円過小となっていた。
講じた措置	令和4年6月に支給した期末手当の支給過少額について、群馬県公立学校職員の給与に関する条例の適用を受ける職員として在職した期間を算入して正しい額を算出し、令和5年11月29日に支給を行った。 再発防止を図るため、群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例等、関係例規にのっとりた事務処理を実施するよう職員に周知するとともに、複数の職員によるチェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監査対象機関	警察本部
--------	------

監査結果の公表年月日	令和5年10月13日（群馬県報第10142号）監査公表第14号
監査の結果	<p>（注意事項）</p> <p>建設工事請負契約約款第34条第6項の規定により、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならないとされている。また、同条第8項の規定により、その超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき金額を定めるとされている。</p> <p>当該機関は、請負代金額が当初の30,800,000円から令和5年1月20日に20,581,000円、同年3月13日に19,547,000円に減額され、前払金額12,320,000円が減額後の請負代金額の10分の5を超えていたが、その超過額合計2,546,500円を返還させずに請負金額の差額を支払い、また、同項の規定により協議を行っていなかった。</p>
講じた措置	<p>再発防止を図るため、関係所属間の連携を密にして、契約約款に則した事務手続を徹底するよう職員に周知した。</p> <p>今後は、契約変更に伴い、請負金額の減額が生じる場合は、契約約款に基づく前払金の取扱いについて、関係所属の複数職員による確認を徹底するとともに、前払金を返還させるなどの必要がある場合は、契約約款に則した措置を確実に実行し、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和6年2月16日

群馬県知事 山本 一 太

1 調達内容

(1) 購入物品、予定数量及び納入場所

購入物品	予定数量	納入場所
A重油JIS1種1号	740,000 リットル	群馬県立心臓血管センター 前橋市亀泉町甲3番地12 群馬県立がんセンター 太田市高林西町617番地1 群馬県立精神医療センター 伊勢崎市国定町二丁目2374 群馬県立小児医療センター 渋川市北橋町下箱田779

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 契約方法 単価契約

(4) 契約期間 令和6年4月1日（月）から同年9月30日（月）まで

(5) 入札方法 上記(1)の件名における1リットル当たりの単価（小数第2位まで記載すること。）に対し入札に付する。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和6年2月22日（木）までに群馬県会計局会計管理課に入札参加資格審査申請を行い、同年3月8日（金）午後5時までに、資格者名簿の登載を確認し、群馬県病院局経営戦略課へその旨を連絡すること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、群馬県病院局財務規程（平成15年群馬県病院管理規程第5号。以下「規程」という。）第139条第1項又は第3項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、群馬県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 日本国内において、群馬県病院局が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県病院局経営戦略課財務係 担当：本田 電話027-226-2713（ダイヤルイン）
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、群馬県ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp/>）からのダウンロードによる。

なお、群馬県ホームページによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 令和6年2月16日（金）から同年3月8日（金）までの日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について群馬県病院局が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和6年3月15日（金）までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和6年3月8日（金）午後5時まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「A重油一般競争入札の審査資格書類在中」と朱書きすること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年3月28日（木）午前10時 群馬県昭和庁舎2階22会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月27日（水）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県病院局経営戦略課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「A重油一般競争入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 契約の相手方は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の額を納付するものとする。ただし、契約日時点で、規程第123条の規定に該当する者は、免除する。
- (4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規程第142条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 規程第116条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の有効な入札を行った

者のうち、最低価格入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) 調達内容の変更等 令和6年度群馬県病院事業会計予算が議決されなかった場合その他県の都合により、本件調達手続の変更、停止等の措置を行うことがある。

(8) 一連の調達契約 一連の調達契約として次のとおり入札を行う予定である。

ア 購入物品：A重油JIS1種1号

イ 予定数量：793,000リットル

ウ 契約期間：令和6年10月1日（火）から令和7年3月31日（月）

エ 入札の予定時期：令和6年9月25日（水）

オ 公告の予定時期：令和6年8月30日（金）（入札日の前日から起算して24日前までに公告）

カ 最初の契約に係る入札公告の日付：令和6年2月16日（金）

(9) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture.

(2) Nature and quantity of the services to be required: Low Sulfur A Fuel Oil (JIS Class 1 No.1): 740,000L

(3) Bidding deadline: March 28, 2024 at 10:00 a.m. (bidding by registered mail must be received by March 27, 2024 at 4:00 p.m.)

(4) For further details, please contact: Strategy and Management Division, Gunma Prefectural Bureau of Hospitals, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-2713 (Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和6年2月16日

群馬県知事 山本 一太

1 調達内容

(1) 業務名及び数量 群馬県立病院の感染性廃棄物収集運搬及び処分業務委託 一式

(2) 調達件名の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 令和6年4月1日（月）から令和8年3月31日（火）まで

(4) 履行場所 群馬県立心臓血管センター、群馬県立がんセンター、群馬県立精神医療センター及び群馬県立小児医療センター

(5) 入札方法 入札金額は、収集運搬及び処分（容器代を含む。）一式の金額を記入するものとする（契約に際しては、入札書に記載された単価により収集運搬業者及び処分業者とそれぞれ契約を締結するため、入札書には、容器ごとの収集運搬単価、総重量に係る処分単価及び2年間の予定総額を記載すること。）。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に小数点第2位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の

110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、「収集運搬業務」の受託を希望する者で、自ら処分業務を行わないものは、処分業務を行う業者の委任状を提出し、「処分業務」の受託を希望する者で、自ら収集運搬業務を行わないものは、収集運搬業務を行う業者の委任状を提出すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和6年2月22日（木）までに群馬県会計局会計管理課に入札参加資格審査申請を行い、同年3月8日（金）までに、資格者名簿の登載を確認し、群馬県病院局経営戦略課財務係へその旨を連絡すること。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、群馬県病院局財務規程（平成15年群馬県病院管理規程第5号。以下「規程」という。）第139条第1項又は第3項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、物品の購入等に係る有資格者業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (6) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。
- (7) 令和5年度に病床300床以上（複数の医療機関における病床数の合計も可とする。）の医療機関の感染性廃棄物収集運搬又は処分業務を受託した実績を有する者であること。
- (8) 県立病院から中間処理施設まで収集運搬する際に必要な特別管理産業廃棄物収集運搬業（感染性廃棄物）の許可又は当該中間処理施設における特別管理産業廃棄物処分業（感染性廃棄物）の許可を、都道府県知事又は政令市長から受けている者であること。
- (9) 群馬県が定める感染性産業廃棄物の収集運搬車両等に関する運搬基準を満たす廃棄物収集運搬専用車両を複数台所有していること。
- (10) 積替、保管及び区間委託をすることなく、収集日当日に中間処理施設へ搬入できる者であること。
- (11) 産業廃棄物処理施設設置許可を受け、一処理施設当たり一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上の焼却又は溶融の処理能力を有する施設であること。
- (12) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の5第1項の規定による電子情報処理組織（電子マニフェスト）が使用可能であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県病院局経営戦略課財務係 担当：重田 電話027-226-2713（ダイヤルイン）
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、群馬県ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp/>）からのダウンロードによる。

なお、群馬県ホームページによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 令和6年2月16日（金）から同年3月8日（金）までの日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について群馬県病院局が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和6年3月15日（金）までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和6年3月8日（金）午後5時まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「群馬県立病院の感染性廃棄物収集運搬及び処分業務委託の資格審査書類在中」と朱書きすること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年3月28日（木）午後1時30分 群馬県昭和庁舎2階22会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月27日（水）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県病院局経営戦略課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「群馬県立病院の感染性廃棄物収集運搬及び処分業務委託の入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 契約の相手方は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の額を納付するものとする。ただし、契約日時時点で、規程第123条の規定に該当する者は、免除する。

(4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規程第142条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規程第116条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の有効な入札を行った者のうち、最低価格入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) 調達内容の変更等 令和6年度群馬県病院事業会計予算が議決されなかった場合その他県の都合により、本件調達手続の変更、停止等の措置を行うことがある。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture.

(2) Nature and quantity of the services to be required: Collection, Transport and Disposal of Infectious Waste for Gunma Prefectural Hospitals; 1 Set

(3) Bidding deadline: March 28, 2024 at 1:30 p.m. (bidding by registered mail must be received by March 27, 2024 at 4:00 p.m.)

(4) For further details, please contact: Strategy and Management Division, Gunma Prefectural Bureau of Hospitals, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-2713 (Japanese language only)

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和6年2月16日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 落札に係る購入等物件名及び数量 群馬県前橋合同庁舎ほか23施設で使用する電気 年間予定使用電力量
4,775,000kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県総務部総務課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1
号
- 3 落札者を決定した日 令和6年1月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社V-Power 東京都港区港南二丁目10番9号
- 5 落札金額 137,653,506円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和5年12月15日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
